

一般廃棄物(ごみ)処理手数料の見直しについて

1 見直しの目的

現行のごみ処理手数料は、令和4年4月に改定しており、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、次期改定に向けて見直しを行います。

<行政サービスの利用者の負担に関する基準>

■利用者負担額の見直しサイクルの明確化

税による負担と利用者の負担、市民相互の負担のバランスを確保するためには、社会経済情勢の変化や施設の利用状況、サービスの提供に要するコストの推移を適時に反映し、実態に見合った負担額とする必要があることから、**原則として3年ごとに利用者負担額の見直しを実施**するものとします。

2 見直しを行う手数料

長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条に定める一般廃棄物の処理手数料、その他の手数料

一般廃棄物(し尿及び生活雑排水を除く。)	市が収集、運搬及び処分するもの	定期収集によるもの	可燃ごみ	容量が10リットル相当の指定袋1袋につき	10円	
				容量が20リットル相当の指定袋1袋につき	20円	
				容量が30リットル相当の指定袋1袋につき	30円	
		不燃ごみ	容量が40リットル相当の指定袋1袋につき	40円		
			容量が20リットル相当の指定袋1袋につき	20円		
			容量が30リットル相当の指定袋1袋につき	40円		
	その他のもの	粗大ごみ		粗大ごみシール1枚につき	40円	
				一時的に多量に排出されるごみ	2トン積み小型自動車1台に相当する分まで	26,100円
					2トン積み小型自動車1/2台に相当する分まで	16,600円
		2トン積み小型自動車1/4台に相当する分まで	11,800円			
		特定家庭用機器廃棄物		一時的に多量に排出されるごみと併せて収集及び運搬する場合(1台につき)	1,500円	
				その他の場合	4,400円と1,500円に特定家庭用機器廃棄物の台数を乗じて得た額との合計額	
	資源再生センターに搬入するもの	不燃ごみ		犬、猫等の死体	一般焼却 4,400円と犬、猫等の死体の重量10キログラムまでごとに170円を加算して得た額との合計額	
				10キログラムまでごとに	180円	
				プラスチック製容器包装	10キログラムまでごとに	30円
				資源物 ※直接搬入	10キログラムまでごとに	30円
		特定家庭用機器廃棄物	1台につき	1,500円		

※長野広域連合ごみ処理施設(ながの環境エネルギーセンター)に直接搬入する可燃ごみの処理手数料は、長野広域連合において設定するもの

(1) 集積所に出すごみの手数料(ごみ指定袋の手数料)

家庭ごみ処理手数料有料制度の導入時に設定した「ごみ処理手数料設定の目安」を踏まえ、検討します。

①ごみ処理経費※に対して、手数料収入が10%程度の割合となっているか

区分	単位	設定の目安
可燃ごみ	円/ℓ	ごみ処理経費の10%相当額
不燃ごみ		
資源物		可燃ごみや不燃ごみからの分別を促進するため、無料

②平成20年度と比較して、10%以上のごみ減量効果を得ているか

③家計からみた場合、その負担感が大きすぎず分別努力に結び付くか

④長野広域連合管内の市町村の手数料と比較して大きな差がないか

次の(2)及び(3)については、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」により検討します。

利用者の負担に関する基準の基本的な考え方

ア 利用者負担の原則

サービスを利用する人とししない人の公平性が確保され、市民全体が納得できるものとするために、サービスを利用した人に、利用することによって受ける利益に応じて負担を求めていくことを原則とします。

イ コスト算出方法の統一

市のサービスに対し応分の負担を求めるためには、前提となるサービス提供に要するコスト（原価）を明らかにするとともに、サービスを利用する人に不公平が生じないように、コストを統一的な方法によって算出するものとします。

ウ 負担額算定方法の明確化

市のサービスをその性質によって類型に分類し、その類型ごとに一定の利用者の負担割合を定め、サービスのコスト（原価）に対し乗じた額を利用する人の負担とするという方式を算定の基本的な考え方とします。

(2) その他のものの手数料

A) 一時的に多量に排出されるごみ

B) 特定家庭用機器廃棄物

C) 犬、猫等の死体

①ごみ処理原価※に対して手数料の負担割合が、100%相当となっているか

②周辺市町村の搬入ごみ手数料と比較して大きな差がないか

(3) 資源再生センターに搬入するものの手数料

①ごみ処理原価※に対して手数料の負担割合が、不燃ごみは50%相当、資源物25%相当となっているか

②長野広域連合が設定する可燃ごみ処理手数料と均衡が取れているか

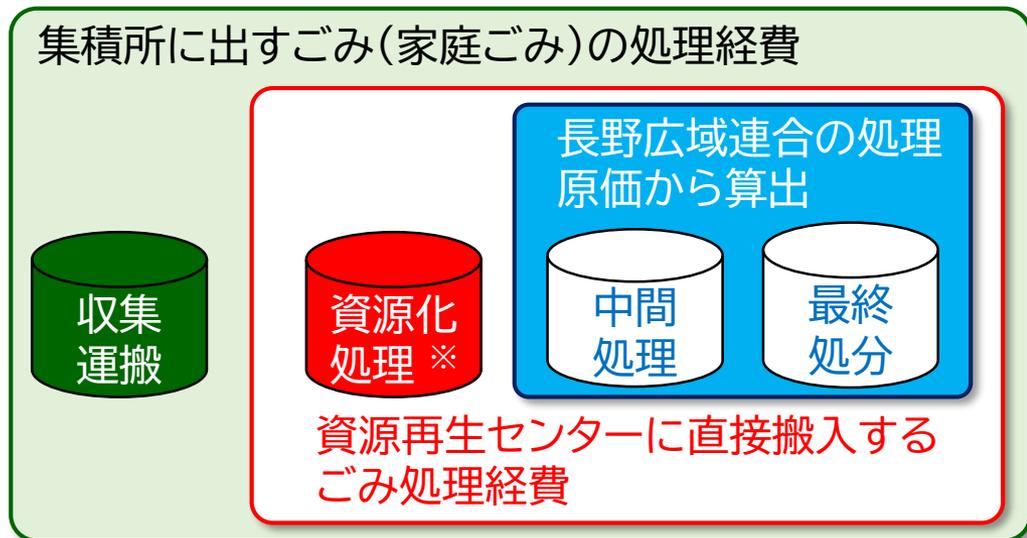
③長野広域連合管内の市町村の手数料と比較して大きな差がないか

4 ごみ処理原価の算定

ごみ処理にかかる経費（**ごみ処理経費**）から単位重量当たりの「**ごみ処理原価**」を算出します。ごみ処理手数料は、将来のごみ処理原価や経費から設定します。



ごみ処理原価は、【可燃ごみ】・【不燃ごみ】・【資源物】ごとに計算します。



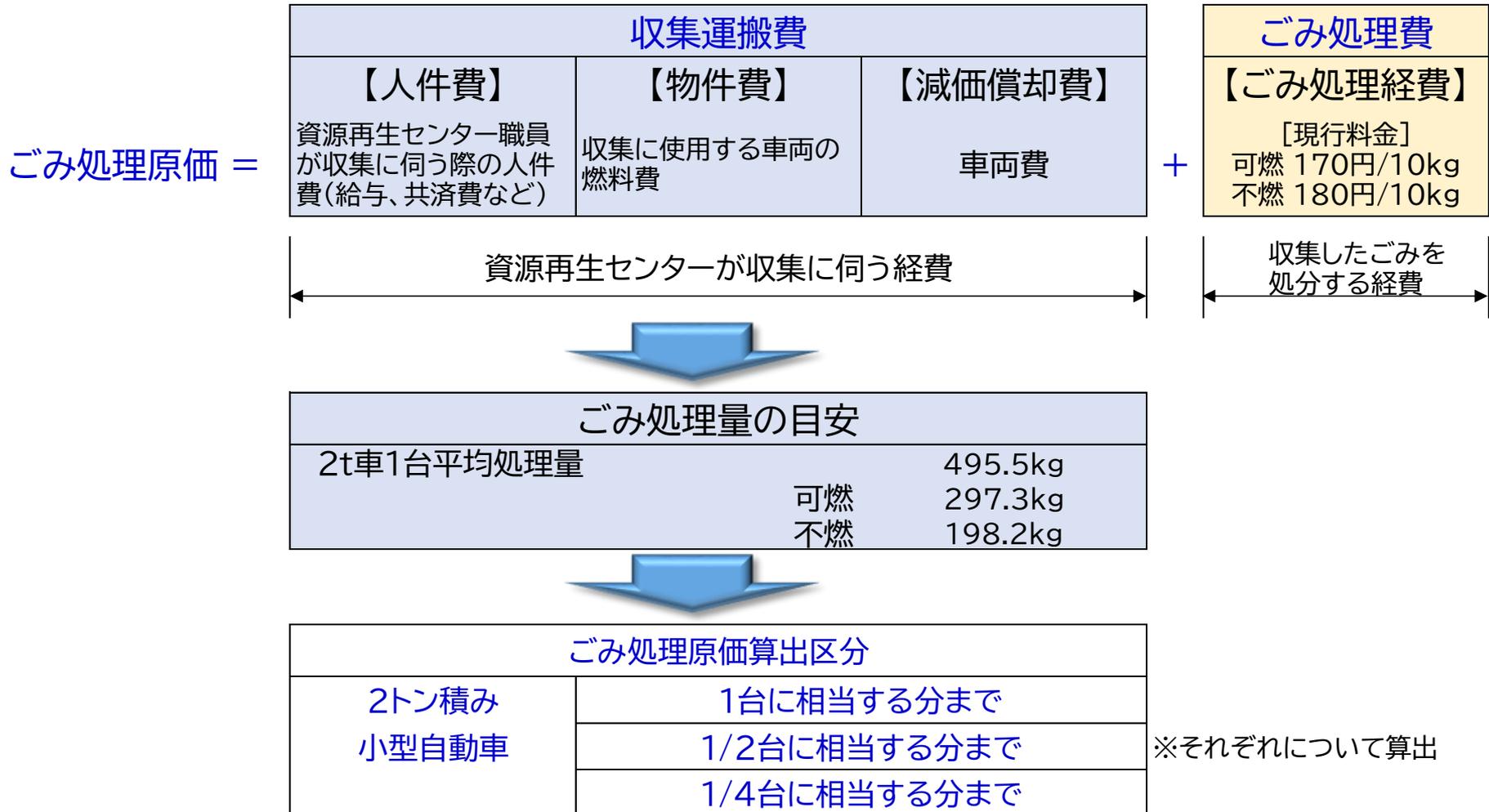
$$\div \text{処理量} = \text{ごみ処理原価}$$

※ 資源化処理は【不燃ごみ】・【資源物】のみに積算

(2) その他のものの手数料

A) 一時的に多量に排出されるごみ

- ごみ処理原価に対して手数料の負担割が、100%相当となっているか



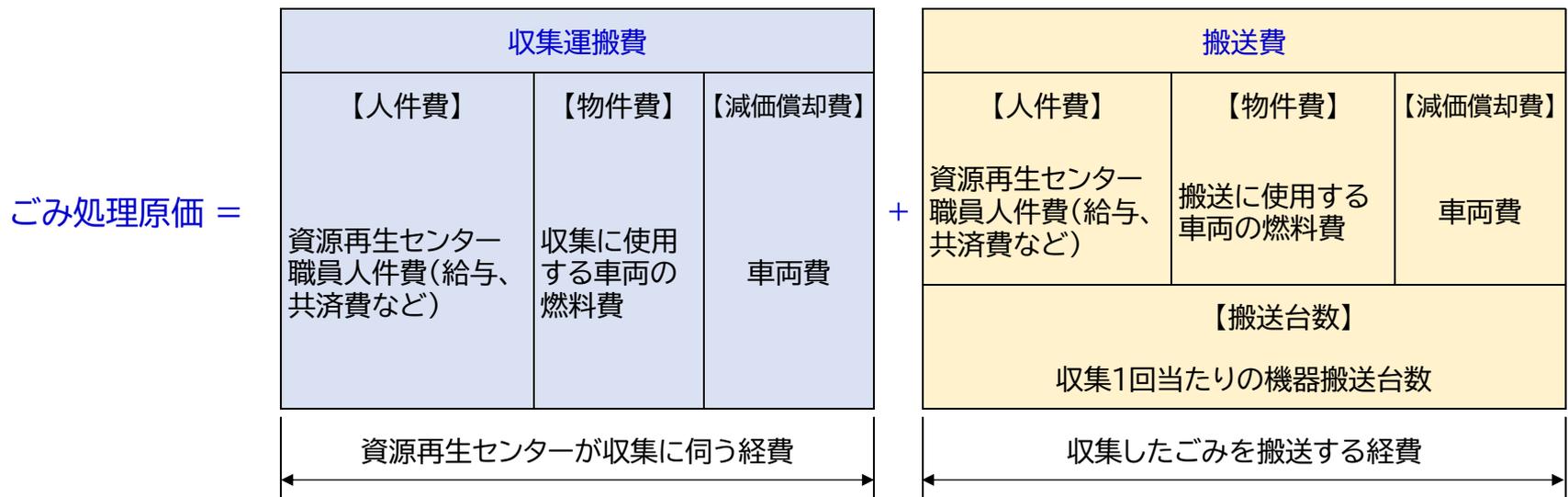
B) 特定家庭用機器廃棄物

- ごみ処理原価に対して手数料の負担割が、100%相当となっているか

特定家庭用機器（リサイクル料金を支払う家電4品目）を指定引取場所まで搬送するもので、収集運搬料金と搬送費に分けて設定しています。

市民が自ら搬送できず、資源再生センター職員が市民宅へ伺い収集し、指定引取場所まで搬送する場合は、収集運搬料金と搬送費を徴収しています。

市民が「資源再生センター」へ直接搬入する場合は、搬送費を徴収しています。



C) 犬、猫等の死体(愛玩動物)

- ごみ処理原価に対して手数料の負担割が、100%相当となっているか

可燃ごみの焼却炉で他の可燃ごみと併せて処理（一般焼却）するもので、市民が自ら搬入できず、資源再生センター職員が市民宅へ伺い収集し、「ながの環境エネルギーセンター」へ搬入する場合、収集運搬料金と可燃ごみ処理手数料（従量制）を徴収しています。

